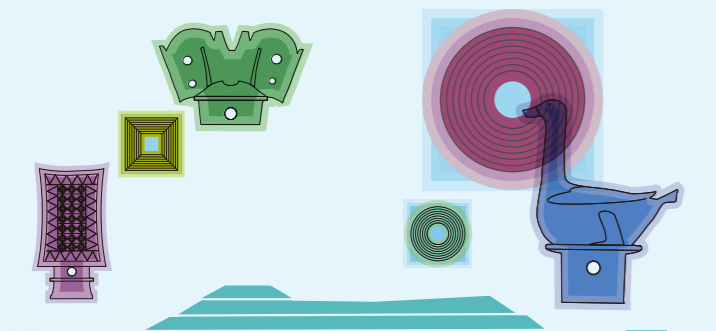


藤井寺市文化財分布図

一埋蔵文化財保護のてびき一



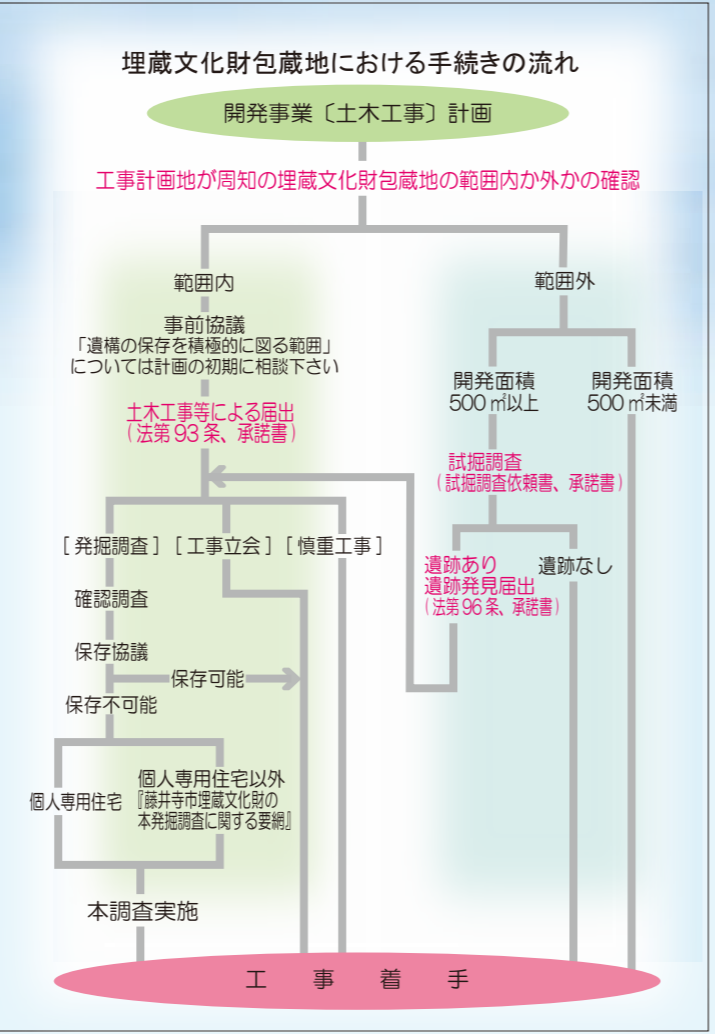
藤井寺市教育委員会
2020

周知の埋蔵文化財包蔵地一覧 (No. は分布図対照)

No.	名称	種類	時代
1	太田遺跡	集落跡	旧石器～中世
2	大正橋遺跡	集落跡	弥生、古墳
3	津堂遺跡	集落跡	弥生～中世
4	小山平塚遺跡	集落跡	弥生～古代
5	小山遺跡	集落跡	縄紋～古代
6	陵東遺跡	古墳	
7	北岡遺跡	集落跡	旧石器、縄紋、古墳～中世
8	春日丘遺跡	集落跡	古代、中世
9	葛井寺遺跡	集落跡	旧石器、古墳～中世
10	はざみ山遺跡	集落跡	旧石器、古墳～中世
11	青山遺跡	集落跡	旧石器、古墳～中世
12	野々上遺跡	集落跡	旧石器、古墳～近世
13	藤の里遺跡	生産遺跡	古代
14	小山藤美遺跡	集落跡	古墳、中世
15	五反並遺跡	集落跡	古代～中世
16	西大井遺跡	集落跡	旧石器～中世
17	御舟遺跡	集落跡	旧石器、古墳、古代
18	西古堂遺跡	集落跡	縄紋、古墳～中世
19	沢田遺跡	生産遺跡	古代～中世
20	川北遺跡	集落跡	弥生

No.	名称	No.	名称	No.	名称
40	大正橋1号墳	74	西嶽山古墳	130	徳福山古墳
41	横江古墳(小山1号墳)	75	青山古墳(青山1号墳)	109	小鼻足塚古墳
42	西代1号墳	76	青山2号墳	110	長持山古墳
43	西代2号墳	77	青山3号墳	111	赤子塚古墳
44	殿町古墳	78	青山4号墳	112	高塚山古墳
45	津堂城山古墳	79	青山5号墳	113	仲津山古墳(仲姫命陵古墳)
46	丸山・平塚古墳(雄略天皇陵古墳)	80	青山6号墳	114	錦塚古墳
47	葛井寺1号墳	81	青山7号墳	115	八鳥塚古墳(三ツ塚古墳)
48	葛井寺2号墳	82	元屋敷古墳(林1号墳)	116	中山塚古墳(三ツ塚古墳)
49	葛井寺3号墳	83	沢田古墳(林2号墳)	117	助太山古墳(三ツ塚古墳)
50	鉢塚古墳	84	次郎坊古墳(林3号墳)	118	古堂山古墳
51	南ミサンガイ古墳(仲哀天皇陵古墳)	85	ヒバリ塚古墳(林4号墳)	119	赤面山古墳
52	塚塚古墳	86	古地古墳(林5号墳)	120	大鳥塚古墳
53	岡古墳	87	八王子塚古墳(林6号墳)	121	土師の里1号墳
54	割塚古墳	88	屋敷中1号墳(林7号墳)	122	土師の里2号墳
55	藤ヶ丘1号墳	89	屋敷中2号墳(林8号墳)	123	遊瀬古墳(土師の里3号墳)
56	サソ山古墳	90	次郎坊2号墳(林9号墳)	124	東橋古墳(土師の里4号墳)
57	番所山古墳	91	屋敷中3号墳(林10号墳)	125	西清水古墳(土師の里5号墳)
58	藤の森古墳	92	北大蔵古墳(林11号墳)	126	塚六古墳(土師の里6号墳)
59	番上山古墳	93	灰矢古墳(林12号墳)	127	珠金塚西古墳(土師の里7号墳)
60	はざみ山古墳	94	西出口古墳(林13号墳)	128	土師の里8号墳
61	野中堂山古墳	95	松川塚古墳	129	土師の里9号墳
62	越中塚古墳	96	折山古墳	130	狼塚古墳(土師の里10号墳)
63	茶臼塚古墳	97	八王子塚古墳	131	西橋古墳(土師の里11号墳)
64	稲荷塚古墳	98	志興東主神社南古墳(惣社1号墳)	132	西清水2号墳(土師の里12号墳)
65	今井塚古墳(はざみ山1号墳)	99	長屋1号墳(惣社2号墳)	133	土師の里13号墳
66	サソ山2号墳(はざみ山2号墳)	100	長屋2号墳(惣社3号墳)	134	土師の里14号墳
67	下田古墳(はざみ山3号墳)	101	市野山古墳(元蘇我天皇陵古墳)	135	小森塚古墳
68	矢倉古墳(野々上1号墳)	102	衣箱塚古墳	136	鹿塚古墳
69	野々上古墳	103	菟塚古墳	137	鞍塚古墳
70	ボケ山古墳(仁賢天皇陵古墳)	104	菟塚2号墳	138	珠金塚古墳
71	藤山古墳	105	瀬音寺北古墳	139	薮田御前山古墳(神天神皇陵古墳)
72	野中古墳	106	宮の南塚古墳	140	栗山古墳
73	浄元寺山古墳	107	御誓子塚古墳	141	アリ山古墳

※ 緑色 世界遺産の構成資産



埋蔵文化財発掘調査について

1 周知の埋蔵文化財包蔵地などの事前確認

藤井寺市において、住宅建築、擁壁、盛土、切土等あらゆる土木工事等を行うとする時、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）にあたるかどうかを確認する必要があります。

具体的な工事内容が決定される前の企画策定段階から市教育委員会文化財保護課と事前協議・調整を行っていただければ、文化財保護においても、開発事業推進においても、益するところが多いので、事前にご相談ください。

土木工事等を行うとする場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかの電話でのお問い合わせは、当該地が明確に確認できる以外は、トラブルの原因になります。直接市文化財保護課の窓口へお越しいただき、備え付けの最新の『藤井寺市文化財分布図』によってご確認いただくようお願いいたします。

2 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内の土木工事等に関する手続きについて

土木工事等を行うとする場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内である場合は、土木工事等に着手しようとする60日前までに、「埋蔵文化財発掘の届出について」に必要事項を記入し、添付書類等を添えて文化庁長官（大阪府教育委員会）に届け出なければなりません（文化財保護法第93条、同施行令第5条）。届出は、藤井寺市教育委員会を経由して行います。書類は2部必要となります。

届出に対して、後日、文化庁長官（大阪府教育委員会）より、発掘調査・工事立会・慎重工事といった指示がなされます。この内容は、藤井寺市教育委員会を経由し、届出者に通知されます。

なお、過去に同じ場所において届出を行い、発掘調査等を実施している場合でも、新たに土木工事等を行う時はその都度、届出を行う必要があります。

また、工事内容や、以前の調査の実施範囲などによって、再度発掘調査が必要となる場合がありますのでご注意ください。

3 遺構の保存を積極的に図る範囲

墳丘を残す古墳の大半が史跡や陵墓として保護されていますが、指定されている範囲の外に本来の古墳に伴う濠や堤などが広がっています。このような範囲を「遺構の保存を積極的に図る範囲」として分布図に図示し、皆さまの協力

を頂きながら保護していこうとするものです。当該範囲で住宅の建て替えや土木工事等をお考えの際は、計画の初期に市文化財保護課にご相談ください。その上で、上記に記載しております周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内の土木工事等に関する手続きを取っていただきます。

4 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）範囲外での取り扱いについて

土木工事等を行うとする場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）範囲外であっても開発面積が500㎡以上の場合は、事前に遺跡の存否確認のための試掘調査の実施について協力をお願いしています（藤井寺市開発指導要綱第9条）。試掘調査は、工事中に遺跡が発見された場合の工事中止などの措置（文化財保護法第96条）による工事への影響を回避するために有効です。遺跡の不時発見を回避するために事前に遺跡の存否確認にご協力ください。

試掘調査の実施にあたっては、開発の計画段階において、「土木工事等にかかる試掘調査依頼書」に必要事項を記入し、添付書類等を添えて、1部を藤井寺市教育委員会教育長に提出してください。

5 遺跡の発見について

発掘届出による調査以外で、遺構や遺物によって遺跡と認められるものを発見した時は、現状を変更せずに文化庁長官（大阪府教育委員会）に届け出なければなりません。文化庁長官（大阪府教育委員会）は、この届出があった場合、その現状を変更する行為の停止又は禁止を命じることができます。その期間は、3ヶ月ですが、調査の進行にあわせて通算して6ヶ月まで延長できます。

また、文化庁長官（大阪府教育委員会）は、届出がなされなかった場合においても現状変更の停止等の措置をとることができます（文化財保護法第96条、同施行令第5条）。



国史跡について



古市古墳群垂直航空写真 [2011]

国史跡は、古墳などの遺跡として取り扱われる文化財の中で我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができないもので、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等の状況において、学術上価値の高いものを、国民的財産として、公共のために保存・活用し、後世に伝えるために文部科学大臣が指定したものです（文化財保護法第109条第1項）。

国史跡はその重要性から保存・活用し後世へ伝えていくことを前提としており、現状を変更する行為が制限されています（文化財保護法第125条）。また、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、滅失、き損した者に対しては罰則が規定されています（文化財保護法第196条）。

藤井寺市内には、史跡古市古墳群（古室山古墳・赤面山古墳・大鳥塚古墳・助太山古墳・鍋塚古墳・城山古墳・墓山古墳・野中古墳・鉢塚古墳・はざみ山古墳・青山古墳・番所山古墳・稲荷塚古墳・東山古墳・割塚古墳・唐櫃山古墳・松川塚古墳・浄元寺山古墳・応神天皇陵古墳外濠外堤）と史跡国府遺跡の、2つの国史跡があります。

現在、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は市域の6割以上にのぼり、その密度の高さが藤井寺市の特徴の一つとなっています。これまでの発掘調査では、多くの貴重な成果があがっています。

遺跡には、集落跡、寺院跡、古墳、生産遺跡などの種類があります。

集落跡には、北岡遺跡、葛井寺遺跡、はざみ山遺跡、国府遺跡、林遺跡、土師の里遺跡などがあります。これらの遺跡からは、住居、排水や区画のための溝、井戸、さまざまな用途に用いられた穴などが見つっています。そして、土器などの遺物も出土します。中には、木製品、石製品、金属製品といったものが出土することもあります。時期は、旧石器時代から各時代にわたり、市内では連続と人々の生活が営まれていたことが分かっています。このような集落跡で埋蔵文化財が確認されるのは、地表面から浅い場合が多く、土木工事等の開発を行う際には注意が必要です。

寺院跡には、船橋庵寺、栲志庵寺、衣縫庵寺、土師寺跡などがあります。また、葛井寺は、現在も法灯を保っています。これらの寺院の創建時期は、7世紀代に求められます。周辺の発掘調査では多量の瓦類が出土することがあります。このような寺院跡で埋蔵文化財が確認されるのは、地表面から浅い場合が多く、土木工事等の開発を行う際には注意が必要です。

古墳には、現在地上に墳丘が認められるもの他に、墳丘の大半を失って残存部分が地中に埋没したものがああります。このような古墳を埋没古墳と呼び、発掘調査でその存在が明らかになってきています。市内ではこれまでも多くの埋没古墳が見つかり、土木工事等の開発を行う際には注意が必要です。また、地上に墳丘をとどめている

藤井寺市内の主な周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）について



はざみ山遺跡の古代建物跡 寺院の瓦出土状況 [葛井寺] 土師の里南埴輪窯跡群の埴輪窯

土師の里8号墳の円筒棺墓

東山古墳の陸橋

古墳でも、墳丘の周囲にあった濠や堤が地中に埋没している部分があります。このような部分も本来は古墳の一部であったため、墳丘以外の場所であっても、土木工事等の開発を行う際には注意が必要です。

生産遺跡には、埴輪窯跡などがあります。埴輪窯跡は、古墳に立て並べる埴輪を焼成するために構築されたものです。藤井寺市内では、土師の里埴輪窯跡群と土師の里南埴輪窯跡群の2箇所が確認されています。土師の里埴輪窯跡群は、仲津山古墳（仲姫命陵古墳）の前方部南角付近から道明寺天満宮の南側斜面にかけて築かれました。「登窯」と呼ばれるもので、現在までに16基が確認されており、5世紀中頃を中心に操業していたようです。また、土師の里南窯跡群は、応神天皇陵古墳北東部の谷地形に築かれたものです。現在までに2基が確認されています。このような埴輪窯跡は、現在は地中に埋没していますが、見つかるのは地表面から浅い場合が多く、土木工事等の開発を行う際には注意が必要です。

世界遺産登録について

令和元年7月に開催された第43回世界遺産委員会で「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」の世界遺産登録が勧告されました。3世紀半ばから6世紀にかけての350年間続いた日本の古墳時代を代表する文化遺産として、藤井寺市・羽曳野市にある古市古墳群と堺市にある百舌鳥古墳群の合計49基の古墳が世界遺産に登録されました。その内、藤井寺市域には17基の資産（別表 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧を参照）があり、何れも「陵墓」もしくは「国史跡」として保護されており、その周りの本来古墳であった範囲は「遺構の保存を積極的に図る範囲」として保護を図っています。